

## 令和元年度 第2回 介護保険運営協議会議事録

**開催日時** 令和元年10月24日（木）午後2時00分から午後3時45分まで

**開催場所** 横須賀市役所本庁舎3階 301会議室

### 出席者

【委員】橋本委員長、鈴木副委員長、赤塚委員、大島委員、奥田委員、金井委員、  
菊池委員、佐野委員、千場委員、松本委員、三堀委員、楊箸委員

（欠席）五十嵐委員、塚本委員、星名委員

【事務局】介護保険課 小貫課長、高橋課長補佐、檜山課長補佐、鈴木係長、国部係長  
佐藤係長、関係長、木村主任、川崎

指導監査課 草野課長、佐藤係長、村上主任

高齢福祉課 田中課長、河島課長補佐、小林課長補佐、中村係長、川田係長  
中島係長、竹内主任、岩崎主任、前田

【傍聴者】1名

### 1 開会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

### 2 議題

#### （1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料1に基づき説明を行った。質疑はなかった。

#### （2）地域密着型サービスについて

##### 地域密着型サービス事業者指定に係る意見について【意見聴取事項（事後）】

事務局から資料2に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 相談室の要件が「遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮」となっているが、1件目から3件目の指定案件について、写真では遮へい物が確認できない。現地はどのようになっているのか。

事務局 いずれもパーテーション等で区切れるように配慮されていることを確認している。資料に掲載する写真については今後改善したい。

委員 デイサービスに通う人は近所の人も多い。声が聞こえないように配慮され

ているか、現地の検査のときに確認してほしい。簡単な間仕切りだと姿が見えなくても声は聞こえるので、配慮してほしい。

事務局 相談時に相談内容が漏れないよう配慮していることは、確認している。  
委 員 5件目の指定案件は鉄筋コンクリート3階建てと説明があったが、外観写真を見ると2階建てに見えるが、どちらか。

事務局 2階建てである。  
委 員 協力医療機関が市内の医療機関ではない事業所が増えている。訪問診療では医療機関までの距離が16キロメートル以内でないと認められない。市の在宅療養連携事業に参加していない医療機関が協力医療機関の場合、ネットワークに参加していないため、今後の在宅医療に問題が出るのではないか。できるだけ協力医療機関を市内にするようにアドバイスすることができれば良いと思う。

事務局 医療機関と歯科医療機関を協力医療機関として定めることは条例で規定している。協力の内容については協力体制の協定書等で利用者にとって支障がないことを確認している。

委 員 横須賀市の在宅療養の体制について、ガイダンスとして事業者の説明したほうが良いと思う。医師会としても検討したい。

委 員 1件目と5件目の指定案件について、古い家屋を利用しているが、1件目は玄関、浴室、トイレに手すりが付いていない。5件目は玄関にかなり段差があるように見える。指定要件ではないが、手すりは必要ではないか。  
事務局 できるだけ手すりの取り付け、段差の解消などするように事業者と話しているが、実際には利用者に応じて職員が対応していると聞いている。

委 員 できれば手すりが付いている方が職員の負担が軽くなると思うので、よろしくお願ひしたい。

委 員 資料7ページ、29ページの消火器の位置が、曲り角にあったり通路にあったりしているが、危ないのではないか。

事務局 消防局で確認しているので置き場に大きな問題はないと思っているが、利用者にとって支障にならないように指導はしている。

委 員 29ページの写真にある配置は適切なのか。

事務局 大きな支障はないと考えている。

委 員 手すりについても消火器の配置についても、要件ではないがサービス提供に必要な設備だと思うので、よろしくお願ひしたい。

**①地域密着型サービス事業者等の指定更新について【報告事項】**

**②市外地域密着型サービス事業者の指定について【報告事項】**

**③地域密着型サービス事業者指定のための同意について【報告事項】**

**④地域密着型サービス事業の廃止について【報告事項】**

事務局から資料3-1から資料3-4に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 事業所の廃止届受理日より廃止年月日が前になっているものがあるが、問題は無いのか。

事務局 市外の指定のため利用者がいなくなった場合は遅滞なく届け出ることにしているが事業者が失念していた。今後はこのようなことがないように指定の際にも十分注意していきたい。

**⑤平成30年度に選定した地域密着型サービス事業所の選定取り下げについて【報告事項】**

事務局から資料3-5に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 資料2の30ページの事業所の法人と、資料3-5の取り下げの事業所の法人が同じだが、関連性はあるのか。

事務局 資料2の30ページの認知症対応型共同生活介護指定の案件は、法人が譲渡を受けて新規に開設した。資料3-5の案件は同じ法人であるが、介護保険事業計画に基づいて募集し選定したものであり、今年度建設する予定であったが、断念することになった。

委員 土地の所有者とのやり取りで取り下げになってしまったのか。

事務局 その通りである。

委員 事業者からの取り下げの申し出から神奈川県補助金取り下げ了承に至るまで、時系列ではどのようにしていたのか。

事務局 取り下げの申し出が5月にあり、5月に事業者にヒアリングをした。その後事業者が土地所有者ともう一度話し合うことになり、事業者が調整を続けた結果、最終的に取り下げするとの連絡が来たのが9月だった。補助金については、4月に神奈川県へ申請していたが、5月に神奈川県へ相談したところ、5月中は取り下げ可能とのことだった。事業者からは、補助申請は取り下げるが調整は続けたいとの話があったので、事業者と土地所有者の調整は続いていたが、補助申請については5月末に神奈川県に取り下げを連絡し、了承された。

委員 神奈川県が取り下げを了承したのはいつか。

事務局 5月の最終営業日である。

- 委員 開業資金の目途が立てばまた申請があるかもしれないのか。
- 事務局 どれぐらいで目途が立ち、どのような建設計画になるか確認しなければならないが、来年度にかけてまた建設したいならば、神奈川県補助金のスケジュールと合えば相談したいと考えている。もし補助金のスケジュールと合わない場合であっても、別のタイミングで補助金を使うことができないかなど、調整して、市としてもできるだけ支援していきたいと考えている。
- 委員 開設予定事業者の選定取り下げというのは、よくあるケースなのか。
- 事務局 これまでにはなかったケースである。今回取り下げとなった事業者からは、土地所有者との関係で事業を断念するというのはこれまでなかったことであり、今後こういった場合への対策を考えなければならないとの話があった。
- 委員 選定にあたってエントリーは他になかったのか。
- 事務局 応募したかったが断念したという事業者からは、土地の確保が難しいと聞いている。なかなか応募がない状況である。

### (3) 地域包括支援センターについて

#### 平成30年度地域包括支援センターの活動状況等について【意見聴取事項(事後)】

事務局から資料4に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 権利擁護の取り組みが活発になっているとのことだが、成年後見制度と消費者被害というのは裏表の関係だと思う。消費者被害を防ぐために成年後見を使うと書かれている書籍もある。世間では消費者被害が減らず、地域の回覧板でも消費者被害について記載しているものが多いことを考えると、資料4にある消費者被害の相談件数が少ないのではないかと思う。消費者被害の考え方は、弁護士の考える消費者被害と福祉で考える消費者被害というのは違うと思うが、この件数についてどう考えているか。
- 事務局 地域包括支援センターが把握する消費者被害は少ない。消費生活センターに相談があるのではないかと思う。権利擁護の取り組みについては、地域包括支援センターが介護予防教室等で案内をしている。
- 委員 福祉の分野が行う消費者被害への取り組みは、被害に遭わないためのものだと思う。被害が出た場合は弁護士等の法律家が対処し、その後、被害に遭った人に対して支援をしていくというのが福祉のアプローチだと思う。地域包括支援センターの人に消費者被害について聞いたことがあるが、そ

ういった視点が不十分だと感じた。予防的な部分についてももう少し取り組めるとよいと思う。

委員 地域包括支援センターの人員確保が難しいとのことだが、給与体系はある程度担保されているのか。

事務局 給与体系はそれぞれの社会福祉法人の給与体系である。委託料は国の基準に基づいて、人員に合わせて支払っている。3職種3人が基本で、高齢者2,000人に対し500万円である。介護予防プランは介護報酬であり、平均は月5,000円くらいである。

委員 人員が集まらないことの原因の一つとして、給与面に課題があるならば、委託料を上げることによって給与を上げるという方策があればよいのではないか。

事務局 毎年度収支の中で余剰がある法人には、給与の引き上げに使ってほしいという話はするのだが、地域包括支援センターは病院や社会福祉法人などの法人の一員であるので、法人全体を考えると地域包括支援センターの職員だけ給料を上げることは難しいとのことであった。福祉業界全体として介護職や医療職の待遇改善をすることが最終的な解決であり、地域包括支援センターの職員給与だけを上げるというのは現実には難しい。

委員 資料4の説明の中で、地域包括支援センターの権利擁護の業務の取り組み、人員確保、地域共生社会の実現に向けた役割の3点について意見を求められたが、それであれば事前に言ってほしい。

事務局 3点について意見をいただきたいと説明したのは、業務が多岐に渡るためであり、この3点に限らず意見があればいただきたい。

委員 横浜市では、以前から地域ケアプラザというものがあり、子どもからお年寄りまで、また、海外から来る人についても支援している。8050プラス10と言われているが、高齢者だけではなく広く、本人も地域も取り組んでいかなければならない。地域包括支援センターは介護保険法を根拠にしているが、高齢者だけでなく幅広く対応している。垣根を越えて考えていくということが求められているものだと思う。

委員 地域包括支援センターは高齢者を対象としている。地域包括ケアシステムの中では地域の人全部が視野に入る相談センターであることが望ましいが、現在のところは高齢者に特化している。65歳に満たない人は、何かあった時に対応するところがない。困難事例があったときに地域ケア会議で対応するという方法があると思うが、地域ケア会議は資料4の活動状況の表のうち、どこに入っているのか。地域ケア会議を開かないと解決しない事例が多々あり、色々な職種を招集しなければならないが、その労力と費用負担はどれだけ見込まれているのか。ほとんど参加費用が出ない中で召

集していると聞いている。そのような中で会議が開催できているのかどうか、どれぐらい成果があったか明示すべきだと思う。また、要支援と総合事業の対象者はどのように分けられるのか確認したい。

事務局 地域ケア会議については、次回の介護保険運営協議会で地域包括支援センターの事業評価があるので、その中で個別会議の回数など、中身の評価を示すつもりである。

事務局 総合事業のプランの対象者は、基本チェックリストをしてハイリスクになった人のうち、ホームヘルプとデイサービスを利用する人である。要支援1と2の人は、ホームヘルプとデイサービスを利用する場合は総合事業のプランを使うが、それ以外のサービスを利用する場合には、介護予防給付のケアプランを使う。

委員 権利擁護センター設立の件について、総合的な支援を必要とする人のための相談窓口を設置するのだと思うが、市としてビジョンが見えてこないもので、このような人たちにこのような支援をする、というのをわかりやすく市民にアピールしてほしいと思う。

事務局 市として目指すのは「誰も一人にさせないまち」であり、市だけでなく地域にお願いすることもあると思うが、まずは市としてどうするか、検討しているところである。高齢の方、障害の方を抱えた家族など、今は高齢福祉課の総合相談係で相談を受けて橋渡しをしているが、それを発展させたいと思っている。時期が来ればPRできると思っている。

### 3 その他

#### (1) 第1回介護保険運営居議会議事3その他(2)「消費税増税に伴う介護報酬の改定について」の内容変更について

事務局から資料5に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 今後追って報酬改定はするのか。

事務局 3年に1回の報酬改定の際に行うことを考えている。

#### (2) 横須賀高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画を含む)の策定に向けた市民アンケート等について

事務局から資料6に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 アンケートの回収率を上げるために、回収期限の近くに改めてお願いなどをするのか。

- 事務局 今のところ予定はない。
- 委員 事業所は忙しいので、事業所のアンケートについては回収率を上げるために工夫したほうがよいと思う。
- 事務局 事業所アンケートについてはなるべく100パーセント近く回収したいと思っている。

#### **4 閉 会**

次回の開催は12月19日に予定していることを事務局（介護保険課長）から提示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上